生活保護に対する異常な報道に乗った制度改悪を許さないために

～会員さんへのよびかけ～

２０１２年6月３日

徳島市生活と健康を守る会
第３９回定期大会

人気お笑いタレントは「不正受給」なの？

高額所得者の息子がいながら母親が生活保護を受けていたことを女性週刊誌が報じたことから扶養問題が大きな話題になっていますが、その内容は生活保護を十分理解していないマスコミ報道とそれに乗っかって法改悪をねらう厚労省に問題があります。生活保護法上、扶養義務者の扶養は保護利用の要件とはせず保護に優先するという位置づけであること、②さらに、扶養の程度、内容はあくまでも当事者の話し合いをもとにすること、③成人に達した子どもの親に対する扶養義務は、「その者の社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、余裕があれば援助する義務」にすぎないこと、④もし、扶養の程度、内容が、扶養義務者の「扶養を求める手続きは社会的地位にふさわしい生活を成り立たせる」ことを前提としても、なお著しく少ないと判断される場合は、家庭裁判所の判断を求めることになりますが、扶養が現実的に行われるまでは保護は継続され、行われた時点で返還させることになります。今回の場合、母親と息子の間で扶養が話し合われ扶養額を決め、実際に仕送りがされ、福祉事務所もその額で了承していたのが事実経過です。不正受給でないものを国会議員が国会でとりあげたり、マスコミのバッシングこそ許されません。親族関係はたとえ扶養能力があっても、いろいろな事情があり受けられない、受けたくない事情もあります。生活保護の歴史をたどってみると、明治７年制定の恤救規則、昭和７年の救護法、昭和２１年の旧生活保護法、昭和２５年の現行法とたどります。公的扶助と私的扶養の関係について、①私的扶養にカバーされる領域を公的扶助の関与外に置く、②扶養を受ける条件のある人に公的扶助を受ける資格を与えない、③優先的に私的扶養を期待しつつも、事実上扶養が行われたときにこれを被扶助者の収入として扱う。恤救規則と救護法は①の類型、旧法は②の類型、現行法が③の類型です。まれな事例を大きく取り上げて、旧法に後戻りさせることは歴史に逆行することです。扶養は、欧米ではすでに夫婦間と未成年の子どもに対する親の義務に限定しています。

バッシングを受けて国は扶養調査を強化する？

小宮山厚生労働大臣が、この問題を受け生活保護受給者の親族が扶養できない場合、親族側に扶養が困難な理由を証明する義務を課す生活保護法改正を検討する考えを示しています。２５年間に札幌市白石区で３人の子どもをかかえた母子家庭のお母さんが「母さんを許して」と書き残して餓死する事件が起きました。生活保護の申請をしに行ったのに、窓口で「離婚した前夫から扶養できない証明書を持って来なさい」と追い返され、ＤＶ被害者だった母親はどうすることもできず、子ども３人には何とか食べさせていたのですが自分は食べることができずに餓死した事件です。こんな事件を繰り返すつもりでしょうか？

生活保護世帯が多くなって財政は大丈夫？

生活保護人員が２０９万人、その予算が３．７兆円になり、この３年間だけで８０００億円も増えたことを受けて、自民党が生活保護給付水準の１０％引き下げを柱とした見直し案を出し、厚生労働省がその案も含めて生活保護基準の見直しを打ち出しました。生活保護のバッシングに乗って基準引き下げまでしようとしています。生活保護世帯の半数が高齢者世帯であり、これは老後の生活を支える年金制度の不備を生活保護制度がカバーしているからです。さらに、構造改革で失業者が増え、最低賃金が低いため働いても生活できず生活保護で補う世帯が増えていることです。生活保護が増えたといっても、利用率は１．６％にすぎず、先進諸国（ドイツ９．７％、イギリス９．３％、フランス５．７％）とむしろ以上に低い現状で、学者からは保護が必要な世帯が受けている割合は２～３割と言われていま

す。貧困と格差を広げた責任は国の政治にあり、必要な人がきちんと受けられるようにセーフティネットを充実させなければなりません。

不正受給が増えて過去最高に？

不正受給だけが急激に増えたことを報道し、厚生労働省が不正受給対策強化を打ち出しています。橋本・維新の会もマスコミを使って生活保護の不正受給対策をしきりに宣伝しています。しかし、不正受給が増えたのは、保護の受給者が過去最高に増えたことが原因で、全体の生活保護費の０．４％弱で推移しています。不正受給対策を言う一方で、保護が必要な人が受けれていない漏救対策をとらないのは片手落ちです。

生活保護は低くて当たり前？

「いっしょう懸命働いている世帯が働いていない生活保護世帯より少ない」「まじめに年金かけた世帯が年金かけずに生活保護を受けるほうが多い」など、国民全体の生活が苦しくなった不満を生活保護にぶつけようとしていますが、最低賃金や年金を引き上げするのが本筋です。さらに、失業とか病気とかいつ誰が生活保護を受けるようになるかわからないのに、受給している人といない人に分断するのはおかしいのです。いっしょう懸命最低賃金で働いて足りない分を生活保護で補っている世帯が増えています。少ない年金では暮らせないので生活保護で補っているのです。３食きちんと食べて必要な生活費を栄養学など科学的に算定して決めているのは生活保護基準だけです。生活保護の支給額を決めるだけのものではありません。憲法第２５条の「健康で文化的な生活」水準をすべての国民が遅れるように下支えしているのが生活保護制度です。「年金をかけんと生活保護をもらって」と言われますが、現在の国民年金の納付率４２％ですが、今の生活でいっぱいで、かけたくてもかけられないのが現実ではないでしょうか？

なぜ孤立死・自殺が相次ぐの？

７０歳以上の老齢加算が廃止されて、「知人の葬式にも行けなくなった」など経済的困窮から社会とのつながりを断ち、孤立死が増えています。現在の生活保護の算定では「健康で文化的な生活」の文化的な要素が盛り込まれていません。自民党案では、食費や被服費まで現金支給から現物支給に変え、みじめな制度に変えようとしています。「生活保護の申請をすれば子どもにまで迷惑かけるのなら」など生活に困っても生活保護の申請をためらわせる制度（劣等処遇）に変えようとするのがねらいです。国はそうすることで生活保護を減らそうと考えています。生活保護が改悪されれば、他の社会保障制度も水準が下がります。そうすれば、社会とのつながりを断たなければならない人が増え孤立死がさらに増えます。困っても生活保護を受けられず、追い詰められて自殺する人も増えます。バッシング報道の中で生活保護を受けることがつらくなって自殺する人も増えます。その時代で、人間の尊厳にふさわしい人間らしい水準で、人ともつきあえる、自分のやりたいこともできる生活保護制度をつくっていきましょう。貧困が個人の責任でなく、貧困を広げた国の政治にこそ国民のバッシングを向けるべきです。

【３つのお願い】

① 一人でも二人でも多く正しい理解をまわりに広げるために、
分会役員会や班会で生活保護問題を話し合いましょう。

② 生存権裁判の支援を広げましょう。

③ 権利としての生活保護を守るため運動している
守る会への入会を訴えましょう。